

令和7年11月5日判決言渡

令和7年（行ケ）第10046号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月10日

判 決

5

原 告 X

10

被	告	特	許	序	長	官
同	指 定 代 理 人	河	本	充	雄	
同		小	宮	慎	司	
同		棚	田	一	也	
同		月	野	洋	一	郎
同		阿	曾	裕	樹	

主 文

15

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

特許庁が不服2023-19662号事件について令和7年3月5日にした

審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

25

(1) 原告は、令和元年12月21日、発明の名称を「多機能常温超伝導装置」とする発明について特許出願（特願2019-240169号。請求項の数は12。以下「本願」という。）をした。（甲1）

(2) 原告は、令和3年4月14日付けで手続補正書を提出し、明細書及び特許

請求の範囲の記載を補正した。 (甲 2)

- (3) 原告は、令和4年10月28日付けの拒絶理由通知を受け、令和5年3月19日付けで意見書を提出するとともに手続補正を行い、特許請求の範囲及び明細書の記載を補正したが、同年5月22日付けで拒絶査定を受けた。上記手続補正により、発明の名称は「多機能量子比荷流変換装置」となり、請求項の数は2となった。 (甲 3 の 1・2、8、9)
- (4) 原告は、令和5年9月18日付けで、上記拒絶査定に対し不服の審判請求(不服2023-19662号)をするとともに、同日付け手続補正書(甲4の2。以下「本件補正書」といい、本件補正書による手続補正を「本件補正」という。)を提出した。本件補正書は別紙1(令和5年9月18日付け手続補正書)のとおりであり、本件補正は、明細書及び特許請求の範囲の記載を補正するものである(以下、本件補正後の明細書及び図面を「本願明細書等」という。)。また、本件補正により、発明の名称は「多機能量子荷比流変換装置」と補正された。 (甲 4 の 1・2)
- (5) 特許庁は、令和6年12月11日付け審理終結通知書をもって、原告に対し、本願に係る審判事件の審理が終結したことを通知した。原告は、その後、令和7年2月3日付け上申書を特許庁に提出したが、この上申書は、明細書等及び特許請求の範囲の記載を補正するとの内容を含むものであった。 (甲 6、10)
- (6) 特許庁は、令和7年3月5日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は同年4月12日、原告に送達された。 (甲 11、乙 1)
- (7) 原告は、令和7年5月8日、本件審決の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

2 本件補正後の特許請求の範囲の記載

本件補正後の特許請求の範囲の請求項1及び2の記載は、別紙1の「特許請

求の範囲」の箇所に記載のとおりである（以下、本件補正後の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明を「本願発明1」、同請求項2に記載された発明を「本願発明2」といい、本願発明1及び本願発明2を併せて「本願発明」という。）。

5 3 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由の要旨は以下のとおりである。

(1) 本件補正書により補正された明細書及び特許請求の範囲に記載されている「負電荷 $e^- 2 2$ 」、「正電荷 $e^+ 2 3$ 」は、「負量子荷 $N I (t) e^- 2 2$ 」、「正量子荷 $P I (t) e^+ 2 3$ 」の明らかな誤記である。また、上記明細書及び特許請求の範囲に記載されている「電荷」も同様に「量子荷」の明らかな誤記である。さらに、特許請求の範囲に記載されている「出力量荷比流」、「入力量子荷比流」は、「出力量子荷比流」、「入力量子荷比流」の明らかな誤記である。

したがって、以下では、「負電荷 $e^- 2 2$ 」、「正電荷 $e^+ 2 3$ 」、「電荷」、「出力量荷比流」、「入力量子荷比流」を、それぞれ正しい記載である「負量子荷 $N I (t) e^- 2 2$ 」、「正量子荷 $P I (t) e^+ 2 3$ 」、「量子荷」、「出力量子荷比流」、「入力量子荷比流」に読み替えて検討する。

(2) 請求項1に記載されている「負量子荷 $N I (t) e^- 2 2$ 」、「正量子荷 $P I (t) e^+ 2 3$ 」、「 $N I (t) e^-$ 」、「 $P I (t) e^+$ 」、「負優位量子荷比 $N I (t) e^- / P I (t) e^+$ 」、「正優位量子荷比 $P I (t) e^+ / N I (t) e^-$ 」、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}} 4$ 」、「出力量子荷比流 $I_{n p_{out1}} 1 1$ 」は、いずれも明確でないから、請求項1の記載は明確でない。

また、請求項2は、請求項1の記載を引用しているから、請求項2の記載も明確でない。

(3) 請求項1の「エネルギー源13の出力電極（±電極）21から出力する量子荷のうち」、「-電極から出力する量子荷」である「負量子荷 $N I (t)$

e⁻ 2 2」、及び、「+電極から出力する量子荷」である「正量子荷 P I (t) e⁺ 2 3」は、いずれも一般的に用いられている技術用語ではなく、また、本願明細書及び図面、並びに、本願の出願当時の技術常識を参照しても、どのようなものか不明である。

5 そして、発明の詳細な説明には、「エネルギー源 1 3」の「-電極」から「負量子荷 N I (t) e⁻ 2 2」を「出力」し、「+電極」から「正量子荷 P I (t) e⁺ 2 3」を「出力」し、さらに、「負量子荷 N I (t) e⁻ 2 2 および正量子荷 P I (t) e⁺ 2 3」を、「ダイオードの向きの通り同時同方向に流れ、量子荷比流生成機能部 I n p G₁の負量子荷生成部 1 6 および正量子荷部生成部 1 9 にそれぞれ取り込まれ」るようにすることを実現するための具体的な構成（以下「本願発明実現構成」という。）は記載されていない。

10 以上によれば、本願発明実現構成は、発明の詳細な説明の記載からは理解することができないし、また、本願の出願当時の技術常識であるともいえない。

15 そうすると、発明の詳細な説明には、発明の詳細な説明の記載及び本願の出願当時の技術常識に基づいて、請求項 1 に係る発明の「多機能量子荷比流変換装置」を製造し、使用することができるよう具体的に記載されているとはいえない。

20 したがって、発明の詳細な説明は、請求項 1 に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものではない。

また、請求項 2 は、請求項 1 の記載を引用しているから、発明の詳細な説明は、請求項 1 に係る発明と同様に、請求項 2 に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものではない。

(4) 以上のとおり、本願は、特許請求の範囲の請求項 1、2 の記載が、特許法 25 36 条 6 項 2 号に規定する要件を満たしていない。また、本願は、発明の詳細な説明の記載が、同条 4 項 1 号に規定する要件を満たしていない。

したがって、本願は拒絶すべきものである。

4 取消事由

(1) 取消事由 1

明確性要件違反に関する判断の誤り

5 (2) 取消事由 2

実施可能要件違反に関する判断の誤り

第3 当事者の主張

1 原告の主張

原告の主張は、別紙2（訴状）、別紙3（令和7年5月27日付け訴状訂正申立書）、別紙4（令和7年5月27日付け準備書面）、別紙5（令和7年7月6日付け原告準備書面-1）、別紙6（令和7年8月17日付け原告準備書面-2）、別紙7（令和7年8月27日付け原告準備書面-3）各記載のとおりである。

取消事由の根拠として原告が主張する内容は必ずしも判然としないが、その主張には以下の内容のものが含まれていると解される。

15 (1) 未知との遭遇以来、20年間超にわたり生体未科学現象を発明する中で、「体内イオン（量子）比検知器」の開発を余儀なくされ、特許申請（2008）するも、理論化ならず否決された。未科学領域ながら現象面から理論化の可能性を確信し、未踏の領域を開拓しつつ、順次非特許文献シリーズを上梓してきた。当該生体未科学現象の基本要素となる「体内量子比增幅機構」は、汎用技術化できるものと確信し、本願に及んだ。

本願発明は、量子比問題に起因する当該科学現象の基本要素を拡張的に汎用技術化することを目的としたものである。

25 (2)ア 特願（令元. 12. 21付）当時から負量子荷N I (t) e⁻ 22、正量子荷P I (t) e⁺ 23と負量子荷N I (t) e⁻、正量子荷P I (t) e⁺とは書体（正体、イタリック体）をもって区別してきたにも拘わらず、途

5

中面談過程において指摘がなかったので、最終段階で特許書式に従うべく、積極的な面談を待つことなく待機した結果、面談の機会を失したまま、審決通知が送付されたので、上申書（令7.2.3付）をもって、「時系列的に変化しない電荷を負量子荷（N I）a（t）e⁻22、正量子荷（P I）a（t）e⁺23、時系列的に同時同方向に非周期的かつ変動的な電荷を負量子荷（N I）b（t）e⁻、正量子荷（P I）b（t）e⁺」と補正したことと異論はない筈である。

10

しかし、混乱を招かないためとはいえ、本願説明は時系列的に同時同方向に非周期的かつ変動的な事象が主体なので、双方補正することは、必ずしも合理的とは言えない。審決書による書式をもとに、時系列的に変化しない負電荷を負量子荷（N I）a（t）e⁻22、同正電荷を正量子荷（P I）a（t）e⁺23、時系列的に同時同方向に非周期的かつ変動的な負量子荷をN I（t）e⁻、正量子荷をP I（t）e⁺とするのが便法である。

15

イ 特願（令元. 12. 21付）、意見書（令5. 3. 19付）、手続補正書（令5. 3. 19付）、手続補正書（令5. 9. 18付）に上申書（令7. 2. 3付）の補正及び上記アを加味すると、「・・・電荷のうち、-電極から出力する電荷を負量子荷（N I）a（t）e⁻22、+電極から出力する電荷を正量子荷（P I）a（t）e⁺23とすると、」となる。「電荷」を「量子荷」と置き換えるのは適切ではない。また上申書（令7. 2. 3付）において、敢えて「（N I）、（P I）は負量子荷、正量子荷の時系列的な単位当たり個数を表すための表記」とした。乱数発生器14で発生する乱数が負量子荷生成部16に、また乱数発生器17で発生する乱数が正量子荷生成部19に、それぞれ作用した結果、各乱数に対応して負量子荷数（N I）、正量子荷数（P I）が変わるので、量子荷の態様が定常から同時同方向に非周期的かつ変動的な状態に変化することを明確にするため、敢えて「電極から出力する電荷が乱数発生器上下限切替部8‘に入る直前で量子荷と

20

25

すると、」と表現を変えている。

明細書及び特許請求の範囲に記載されている「電荷」はそのままとすべきである。

ウ 「出力量荷比流」（2か所）は、「出力量子荷比流」の誤記である。

エ 特許請求項の範囲に記載とされる「入力最子荷比流」は出所不明である。

（3）取消事由1について

負（正）量子荷、負（正）量子荷比、負（正）優位量子荷比、入（出）力量比荷比流などは、技術的常識でないと判断されているが、拒絶査定審判請求書以前の手続補正書（令5.3.19付）以降定義を明確化している。

10 本願発明は生体未科学現象を解明した中、体内量子比流増幅機構【非特許文献3】
Q i T 3 の機能を、機能拡張した上、汎用技術化を目的としたものである。

科学は自然界の一部を定義化し、科学技術として発展的に進歩してきた。しかし、21世紀になって未だに科学で解明できない未科学現象がある中、科学は発展のプロセスにあり、統一理論化を求められている。自然界は「ゆらぎ」の世界ゆえ、抽象よりも写実を求めている。新科学分野の開拓には仮説力が問われており、新規定義を以て論ずる必要がある。逆に科学定義に抽象、不足があれば、科学は万能とはなり得ず、未科学領域の開拓はもとより、科学分野の発展を阻害する一因にすらなる。科学技術において電子（e⁻）、陽子（e⁺）を含めて電荷と称され、これらも量子とされる。量子は粒子特性と波動特性を有する。波動には線形波動と非線形波動がある。そこで生体未科学領域を科学的に論ずる際に体内イオン、体内イオン比としてきた用語【非特許文献1】Q i T 1 を、新科学技術領域を見据えた上、広義的にイオン＝電荷を帶びた量子＝量子荷、イオン比＝（負（正）電荷を帶びた負（正）量子荷）／（正（負）電荷を帶びた正（負）量子荷）＝負（正）量子荷比、負電荷の流れの逆方向＝電流と定義してきたことに対比して、負（正）優位な量子荷比の流れ＝負（正）量子荷比流と定義してきたことに異論はない筈である。今

5

や量子問題ではなく、量子荷比問題（略称、量子比問題）が問われている。量子比問題の究明なくして、一元的な科学領域の進展は望めない。何故ならば、科学はひとの創造物、自然は神の創造物である。科学と未科学との間に連続性と相似性がある筈であり、両者を隔てる壁などある筈がない。仮にあるとすれば、前者側の「排他の壁」および後者側の「寛容な壁」のみである。当該未科学現象の解明なく、科学を全てとするは、木を見て森を見ずのごとし。地球は温暖化に瀕している。喫緊の課題を解決するのは、科学か未科学か。本発明は、当該生体未科学現象の基本要素を拡張的に汎用技術化することを目的としたもので、失敗なくして成功なし。

10

(4) 取消事由 2 について

一般的技術用語ではないが、生体未科学現象を論ずるにあたり、非特許文献 4 の前著非特許文献 1 においてイオン、イオン比と称してきたが、後編の未科学現象の解明を見据えて、それぞれを量子荷、量子荷比と置き換えたものであり、特段の異論はない筈である。

15

20

手続補正書（令 5. 9. 18 付）に上申書（令 7. 2. 3 付）の補正を加味すると、「エネルギー源 1 3 を利用した各種電池を含む発電装置の出力電極（±電極） 2 1 から出力する電荷のうち、-電極から出力する電荷を負量子荷（N I） a (t) e^- 2 2 、+電極から出力する電荷を正量子荷（P I） a (t) e^+ 2 3 とすると、」とすべきである。そうすると、事業者は必然的に特許請求範囲外（図 1 枠外）を負量子荷および正量子荷がダイオード向いに流れるように創意工夫することとなり、本願発明実現構成は記載されることになる。

25

請求項 1 に係る発明は、主体的関心がある事業者が手続の経緯を精査すれば、上記に従って発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものである。請求項 2 に係る発明も同様である。

2 被告の主張

- (1) 本願の願書に最初に添付した明細書の段落【0013】には、エネルギー源13の出力電極（土電極）21から発生するのは量子荷であり、-電極から出力する量子荷は負量子荷N I (t) e⁻22【負量子荷（N I）a (t) e⁻22】、+電極から出力する量子荷は正量子荷P I (t) e⁺23【正量子荷（P I）a (t) e⁺23】であることが記載されているといえるから、
5 本願明細書等及び特許請求の範囲に記載されている「電荷」は「量子荷」の誤記であるといえる。
- (2) 明確性要件違反及び実施可能要件違反のいずれについても、本件審決の判断に誤りはない。原告の主張は、いずれも本件審決の判断を左右しない。

10 第4 当裁判所の判断

1 本願発明について

- (1) 本願明細書等には、以下の記載がある。（甲4の2）

ア 【技術分野】

「本発明は、乱数発生器上下限切替部8'、量子荷生成部16、19、量子荷比生成部20、入力量子荷比流生成部4を備えた量子荷比流生成機能部InpG₁およびS-XOR論理5、S-X/N論理16、S-QRT論理7、内部電源25および外部入力量子荷比流Inp_{in(o)}124の取り込み口を備え、同時同方向に非周期的かつ変動的に流れる低/高レベルの入力量子荷比流Inp_{in}14を逆比例的に高/低レベルの出力量子荷比流Inp_{out}11に変換することを基本とする量子荷比流増減幅機能部QAMP₁を備えた多機能量子荷比流変換装置QRTSCOD₁、および多機能量子荷比流変換装置QRTSCOD₁のもとS-XOR論理5、S-X/N論理6、S-QRT論理7、内部電源25および外部入力量子荷比流Inp_{in(o)}124の取り込み口を備え同時同方向に非周期的かつ変動的に流れる低/高レベルの入力量子荷比流Inp_{in}14を逆比例的に高/低レベルの出力量子荷比流Inp_{out}11に変換することを基本
15 20 25

とする量子荷比流増減幅機能部Q A M P_iのみでも機能する多機能量子荷比流変換装置Q R T S C O D_iとして提供する。ただし、 $i = 2, 3, 4 \dots$ 。」

(【0 0 0 1】(以下、明細書等の段落は【】内に示す。))

「そこに使用される技術分野は、従来の科学では言及されてこなかった体内量子比流を体外量子比流に逆比例的に変換する体内量子比流増幅機構が理論的に解明された(非特許文献4参照)ので、生体論理を満たすため必須となる体内量子比学理論体系に対応する相似機能および技術的な課題解決のための付加機能を満たすため、量子荷比流生成機能部I n p G₁および量子荷比流増減幅機能部Q A M P₁からなる多機能量子荷比流変換装置、および量子荷比流増減幅機能部Q A M P₁のもと量子荷比流増減幅機能部Q A M P_iのみでも機能する量子荷比流増減幅機能部Q A M P_iを一般物理系に適用した多機能量子荷比流変換装置である。以下、Q R T S C O D_iとも略称する。ただし、 $i = 2, 3, 4 \dots$ 。」(【0 0 0 2】)

イ 【背景技術】

「体内量子比流I aは、心臓のポンプ作用による一定の吐出エネルギーのもと、その時々の生体量子比Q R I b、非局所性量子比M I / P Iに起因した体内量子比f(M I / P I)に対応して一方向に流れる。体内量子比検知振り子の導電性支持部を手指末節掌側で支持したとき、非周期的かつ変動的な体内量子比流I aが体内量子比流増幅機構Q A M Pにおいて増幅され、非周期的かつ変動的な体外量子比流I cが導電性鎖を通じて体外に流出する。非特許文献4(以後省略)Q i T 3 3. 5

その結果、手指末節掌側で支持した体内量子比検知振り子は、如何なる物理的な外力を加えなくても、約1.0 K gの重錘までも動作する。Q i T 3 3. 1

生体は、滋養物の摂取以外、意識することもなく、必然的に空気イオン、即ち非局所性量子を吸気的、経皮的に体内に吸収しながら活かされている。

ところで、生体量子比および非局所性量子比の相乗作用によって非周期的かつ変動的に変動する体内量子比 f ($M\ I / P\ I$) が関わる体内量子比流は、強いて言うと生体エネルギー流のことである。Q i T 3 3. 1、3. 3 体内量子比流とは血液体内量子比流および組織液体内量子比流の総称である。Q i T 6 6. 1

体内量子比 f ($M\ I / P\ I$) で表わされる物理的量は、体液恒常性のもと制御されている。仮に体液の恒常性が機能しなければ、体内量子比 f ($M\ I / P\ I$) は増大または減少し続けることになる。

例えば、 $M\ I / P\ I \gg 1$ の環境に長時間晒されると、適域 $1. 0 \leq f$ ($M\ I / P\ I$) $\leq 1. 4$ から長期不適域 $1. 7 \leq f$ ($M\ I / P\ I$) $\leq 1. 0$ を経て、やがては不適域 $1. 0 \leq f$ ($M\ I / P\ I$) に至る。 $M\ I / P\ I \ll 1$ の環境に長時間晒されると、適域 $0. 69 \leq f$ ($M\ I / P\ I$) $\leq 1. 0$ から長期不適域 $0. 1 \leq f$ ($M\ I / P\ I$) $\leq 0. 57$ を経て、やがては不適域 f ($M\ I / P\ I$) $\leq 0. 1$ に至る。Q i T 1 1. 3

先ず、循環器系における体内量子比流（血液中を流れる量子比流のこと）および体外量子比流（体内量子比流が体内量子比流増幅機構で増幅されて体外に流出する量子比流のこと）の関係は、体内量子比流増幅機構を介してその前後において開いた生体系をなしている。Q i T 1 図 1. 2、Q i T 3 3. 5、図 3. 9

この系において、生体の体液中ではプロトン (H^+) が酸性とアルカリ性、電子 (e^-) が酸化と還元を支配し、体液は 2 つの酸塩基反応と 2 つの酸化還元反応によって自動的に調節され、体液の恒常性が保たれている。そして、体液の恒常性のもと $pH 7. 4$ 前後の弱アルカリ性に傾くことによって、全ての臓器が正常に働き、生理機能が遺憾なく発揮できる。Q i T 1 1. 3

即ち、循環器系における血液中では平衡作用のもと体液の恒常性が保たれ

生体維持がされている。体液の恒常性から適域 $0.69 \leq f (M I / P I) \leq 1.43$ となる。逆に、体液の恒常性が乱れると病的状態が起り、更に過度に増大または減少すると死に至る。Q i T 1 1. 3

一方、東洋医学における用語をつぎの通り、即ち、気=体内量子比、管外組織液中の内気流（経絡組織液量子比流および一般組織液量子比流）=体内量子比流、経穴ほか=経絡組織液量子比流および一般組織液量子比流に関わる体内量子比流増幅機構、外気流=体外量子比流（組織液量子比流が体内量子比流増幅機構で増幅されて体外に流出する量子比流のこと）とすると、それらの関係も同様に開いた生体系をなしている。Q i T 6 図 6.

10 1

この系では血管および各組織細胞から漏出した陰陽イオンが組織液量子比流として管外組織液中を流れる。その結果、体液の恒常性の状態が反映される。従って、体内量子比、即ち「気」に関わる内気流（経絡組織液量子比流および一般組織液量子比流）に反映され、強いては外気流（体外量子比流）にも反映される。この系においては体内量子比流（内気流）と体外量子比流（外気流）との間に平衡作用が働くことになる。その結果、外気流は体内量子比、即ち「内気」の発露となる。Q i T 6」（【0003】）

ウ 【発明が解決しようとする課題】

「逆に、生体は体内量子比の適域を維持できる限り寿命は続く。即ち、体液の恒常性が維持される限り寿命が続くとされる生体系と相似した、量子荷比流生成機能部 $I_{n p G_1}$ および量子荷比流増減幅機能部 $Q A M P_1$ 、または量子荷比流増減幅機能部 $Q A M P_1$ のもと量子荷比流増減幅機能部 $Q A M P_i$ のみからなる一般物理系が解決できれば、入力量子荷比流 $I_{n p_i}$ $n = 1, 4$ と出力量子荷比流 $I_{n p_{out} i}$ $i = 1, 1$ とを低→高レベルで変換できる多機能量子荷比流変換装置となる。」（【0011】）

エ 【発明の効果】

「請求項 1 の多機能量子荷比流変換装置 Q R T S C O D₁ は量子荷比流生成機能部 I n p G₁ および外部から電源を取り込むときは電源取り込み口を含む内部電源 2 5 を有する量子荷比流増減幅機能部 Q A M P₁ から構成する。」

5 請求項 2 の多機能量子荷比流変換装置 Q R T S C O D₁ は量子荷比流増減幅機能部 Q A M P₁ のもと機能し、量子荷比流増減幅機能部 Q A M P₁ のみから構成する。」（【0 0 1 2】）

10

「量子荷比流生成機能部 I n p G₁ においては、エネルギー源 1 3 の出力電極（±電極） 2 1 から出力される電荷のうち、-電極から出力する電荷を負電荷 e^- 2 2、+電極から出力する電荷を正電荷 e^+ 2 3 とすると、負電荷 e^- 2 2 および正電荷 e^+ 2 3 は、ダイオードの向きから明らかなように、同時同方向に量子荷比流生成機能部 I n p G₁ の負量子荷生成部 1 6 および正量子荷生成部 1 9 にそれぞれ取り込まれる。」（【0 0 1 6】）

15

「従って、乱数発生器 1 4 の上下限値の範囲で発生する乱数を負電荷 e^- 2 2 に作用させると、負量子荷生成部 1 6 において、（乱数発生器 1 4 で発生する乱数） e^- が生成される。即ち $f_1(1, 0) \oplus C_1(0) \oplus 2$ のとき $(^{M_a} R n(t)_{1+\alpha}) e^-$ 、また $f_1(1, 0) \oplus C_1(1) \oplus 2$ のとき $(^{1-\alpha} R n(t)_{M_{in}}) e^-$ が生成され、上下限値の範囲内で非周期的かつ変動的に変動する負量子荷、略記 N I (t) e^- が生成される。」（【0 0 1 8】）

20

25

「従って、乱数発生器 1 7 の上下限値の範囲で発生する乱数を正電荷 e^+ 2 3 に作用させると、正量子荷生成部 1 9 において、（乱数発生器 1 7 で発生する乱数） e^+ が生成される。即ち $f_1(0, 1) \oplus C_1(0) \oplus 2$ のとき $(^{M_a} R n(t)_{1+\alpha}) e^+$ 、また $f_1(0, 1) \oplus C_1(1) \oplus 2$ のとき $(^{1-\alpha} R n(t)_{M_{in}}) e^+$ が生成され、上下限値の範囲内で非周期的かつ変動的に変動する正量子荷、略記 P I (t) e^+ が生成される。」（【0 0 1 8】）

9】)

「請求項 1 に係る発明は、同時同方向に非周期的かつ変動的な入力量子荷比流 $I_{n p_{in} 1} 4$ を生成するための乱数発生器上下限値切替部 8'、乱数発生器 1 4 および 1 7、負量子荷生成部 1 6、正量子荷生成部 1 9、量子荷比生成部 2 0 および入力量子荷比流生成部 4 を具備する量子荷比流生成機能部 $I_{n p G_1}$ 、および $S-XOR$ 論理 5、 $S-X/N$ 論理 6、 $S-QR$ TR 論理 7、外部入力量子荷比流 $I_{n p_{in(o)} 1} 2 4$ 、入力量子比荷流 $I_{n p_{in} 1} 4$ 、出力量子荷比流 $I_{n p_{out} 1} 1 1$ 、出力帰還量子荷比流 $I_{n p_{in'} 1} 1 0$ および内部電源 2 5 を具備する量子荷比流増減幅機能部 $QAMP_1$ からなる。これらの機能を適用することによって、 $QAMP_1$ の外部から任意設定できる一次相反信号 $f_1 (1/0, 0/1)$ 、 $C_1 (0/1)$ 2、 $S_1 (0/1)$ 3 および量子荷比流増減幅係数 $K_1 1 2$ ($K_1 = 10^n$ ただし、 $n =$ 整数固定または可変) に従って低／高レベルの入力量子荷比流 $I_{n p_{in} 1} 4$ を逆比例的に高／低レベルの出力量子荷比流 $I_{n p_{out} 1} 1 1$ に変換するのを基本とする多機能量子荷比流変換装置 $QRTSCOD_1$ は多様なシステムにおいて多機能を発揮することができる。」(【0030】)

「請求項 2 に係る発明は、 $i = 2, 3, \dots$ とする $S-XOR$ 論理 5、 $S-X/N$ 論理 6、 $S-QRT$ 論理 7、外部入力量子荷比流 $I_{n p_{in(o)} i} 2 4$ 即ち入力量子荷比流 $I_{n p_{in} i} 4$ 、出力量子荷比流 $I_{n p_{out} i} 1 1$ 、出力帰還量子荷比流 $I_{n p_{in'} i} 1 0$ および内部電源 2 5 からなる量子荷比流増減幅機能部 $QAMP_i$ のみからなる。これらの機能を請求項 1 の多機能量子荷比流変換装置 $QRTSCOD_1$ のもと多段式に適用することによって、 $QAMP_i$ の外部から任意設定できる一次相反信号 $f_i (1/0, 0/1)$ 、 $C_i (0/1)$ 2、 $S_i (0/1)$ 3 および量子荷比流増減幅係数 $K_i 1 2$ ($K_i = 10^n$ (ただし、 $n =$ 整数 固定または可変) のとき、低／高レベルの外部入力量子荷比流 $I_{n p_{in(o)} i} 2 4$ 即ち入力量子荷比流 I

$n_{\text{p}_{\text{in}}}$ 4 を高／低レベルの出力量子荷比流 $I_{\text{n}_{\text{p}_{\text{out}}}}$ 1 1 に変換するのを基本とする多機能量子荷比流変換装置 $QRTSCOD_i$ は多様なシステムにおいて多機能を発揮することができる。) (【0031】)

才 【産業上の利用可能性】

5 「本発明の活用例として、量子荷比流用の省熱損失長距離伝送、省エネ高出力発電機、省エネ高出力電動機・輸送機、サイボーグ機器（人間意識ロボット、助力ロボット）、各種 AI 機器・電子機器・医用機器などがある。従って、本発明は非再生エネルギー（原子力、化石火力など）の依存度削減および再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、潮力、地熱、バイオ、他）の依存度向上が可能となり、現代社会が抱えるエネルギー問題に関する危急の課題解決に寄与し得る。」 (【0075】)

10 (2) 図面 (【図 1】及び【図 2】) は、別紙 1 (令和 5 年 9 月 18 日付け手続補正書) の「図面」の箇所に記載のとおりである。本願明細書等の【0032】では、【図 1】は請求項 1 における多機能量子荷比流変換装置の基本概念図であり、【図 2】は請求項 2 における多機能量子荷比流変換装置の基本概念図であるとされている。

2 取消事由 1 (明確性要件違反に関する判断の誤り) について

15 (1) 特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から判断するのが相当である。

(2) 本願発明 1 について

25 ア 本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載には、「負量子荷生成部 1 6 を介して乱数発生器 1 4 の上下限値の範囲内で発生する乱数、即ち $R_{\text{n}}^{\text{max}}$

5

(t)_{1+\alpha} または $^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min} が負電荷 e^- 2 2 に作用し、またそれぞれに対応して正量子荷生成部 1 9において乱数発生器 1 7 の上下限値の範囲内で発生する乱数、即ち $^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min} または ^{Max}Rn (t)_{1+\alpha} が正電荷 e^+ 2 3 に作用した結果、負量子荷生成部 1 6において非周期的かつ変動的な $(^{Max}Rn$ (t)_{1+\alpha}) e^- または $(^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min}) e^- 、即ち略記 NI (t) e^- が生成され、またそれぞれに対応して正量子荷生成部 1 9において非周期的かつ変動的な $(^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min}) e^+ または $(^{Max}Rn$ (t)_{1+\alpha}) e^+ 、即ち略記 PI (t) e^+ 生成される」との記載がある。

10

15

20

また、前記 1(1)エのとおり、本願明細書等の【0018】には、「従って、乱数発生器 1 4 の上下限値の範囲で発生する乱数を負電荷 e^- 2 2 に作用させると、負量子荷生成部 1 6において、(乱数発生器 1 4 で発生する乱数) e^- が生成される。即ち $f_1(1, 0) 8$ かつ $C_1(0) 2$ のとき $(^{Max}Rn$ (t)_{1+\alpha}) e^- 、また $f_1(1, 0) 8$ かつ $C_1(1) 2$ のとき $(^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min}) e^- が生成され、上下限値の範囲内で非周期的かつ変動的に変動する負量子荷、略記 NI (t) e^- が生成される。」との記載があり、本願明細書等の【0019】には、「従って、乱数発生器 1 7 の上下限値の範囲で発生する乱数を正電荷 e^+ 2 3 に作用させると、正量子荷生成部 1 9において、(乱数発生器 1 7 で発生する乱数) e^+ が生成される。即ち $f_1(0, 1) 8$ かつ $C_1(0) 2$ のとき $(^{Max}Rn$ (t)_{1+\alpha}) e^+ 、また $f_1(0, 1) 8$ かつ $C_1(1) 2$ のとき $(^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min}) e^+ が生成され、上下限値の範囲内で非周期的かつ変動的に変動する正量子荷、略記 PI (t) e^+ が生成される。」との記載がある。

25

上記記載によれば、「NI (t) e^- (負量子荷)」は、 ^{Max}Rn (t)_{1+\alpha} 又は $^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min} が負電荷 e^- 2 2 に作用して生成されるものであり、「PI (t) e^+ (正量子荷)」は、 $^{1-\alpha}Rn$ (t)_{Min} または ^{Max}Rn

(t) _{1+α} が正電荷 e^+ 2 3 に作用して生成されるものであるといえる。

しかし、「N I (t) e^- (負量子荷)」が^{Max} R n (t) _{1+α} 又は^{1-α} R n (t)_{Min} が負電荷 e^- 2 2 に作用して生成されるものであり、「P I (t) e^+ (正量子荷)」が^{1-α} R n (t)_{Min} 又は^{Max} R n (t) _{1+α} が正電荷 e^+ 2 3 に作用して生成されるものであることが本願の出願当時における当業者の技術常識であったと認めるに足りる証拠はない。
5

また、本願明細書等の上記記載や図面以外に、N I (t) e^- (負量子荷) 及び P I (t) e^+ (正量子荷) についてより明確に説明した記載等があるとは認められない。

10 そうすると、本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載にある「N I (t) e^- 」、及び「P I (t) e^+ 」は、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといつてができる。

15 イ 本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載には、「量子荷比生成部 2 0 においては、一次相反信号 $f_1 (1, 0)$ 1、意識信号 $C_1 (0)$ 2 または $f_1 (0, 1)$ 1、 $C_1 (1)$ 2 のときは（乱数発生器 1 4 で発生する乱数） $e^- >$ （乱数発生器 1 7 で発生する乱数） e^+ 、即ち $N I (t) e^- > P I (t) e^+$ のときは、非周期的かつ変動的な負優位量子荷比 $N I (t) e^- / P I (t) e^+$ が生成され、また $f_1 (0, 1)$ 1、 $C_1 (0)$ 2 または $f_1 (1, 0)$ 1、 $C_1 (1)$ 2 のときは（乱数発生器 1 4 で発生する乱数） $e^- <$ （乱数発生器 1 7 で発生する乱数） e^+ 、即ち $N I (t) e^- < P I (t) e^+$ のときは、非周期的かつ変動的な正優位量子荷比 $P I (t) e^+ / N I (t) e^-$ が生成され」との記載がある。
20

25 上記記載によれば、「負優位量子荷比 $N I (t) e^- / P I (t) e^+$ 」は、量子荷比生成部 2 0 において、 $N I (t) e^- > P I (t) e^+$ のときに生

成され、「正優位量子荷比 $P_I(t) e^+ / N_I(t) e^-$ 」は、量子荷比生成部 20において、 $N_I(t) e^- < P_I(t) e^+$ のときに生成されるものであるといえる。

しかし、前記アのとおり、「 $N_I(t) e^-$ 」及び「 $P_I(t) e^+$ 」は、
5 本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえるから、「負優位量子荷比 $N_I(t) e^- / P_I(t) e^+$ 」及び「正優位量子荷比 $P_I(t) e^+ / N_I(t) e^-$ 」も、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということができる。
10

ウ 本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載には、「その結果、入力量子荷比流生成部 4において、 $N_I(t) e^- > P_I(t) e^+$ のとき非周期的かつ変動的な負優位量子荷比 $N_I(t) e^- / P_I(t) e^+$ 、即ち $(^{Max} R_n(t)_{1+\alpha}) e^- / (^{1-\alpha} R_n(t)_{Min}) e^+$ に起因する入力量子荷比流 $I_{n_{p_{in1}}4}$ が生成され、また $N_I(t) e^- < P_I(t) e^+$ のとき正優位量子荷比 $P_I(t) e^+ / N_I(t) e^-$ 、即ち $(^{Max} R_n(t)_{1+\alpha}) e^+ / (^{1-\alpha} R_n(t)_{Min}) e^-$ に起因する入力量子荷比流 $I_{n_{p_{in1}}4}$ が生成され」との記載がある。
15 20

上記記載によれば、「入力量子荷比流 $I_{n_{p_{in1}}4}$ 」は、「負優位量子荷比 $N_I(t) e^- / P_I(t) e^+$ 」又は「正優位量子荷比 $P_I(t) e^+ / N_I(t) e^-$ 」に起因して生成されるものであるといえる。

しかし、前記イのとおり、「負優位量子荷比 $N_I(t) e^- / P_I(t) e^+$ 」及び「正優位量子荷比 $P_I(t) e^+ / N_I(t) e^-$ 」は、本願明細

書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえるから、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ 」も、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといふことができる。

エ 本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載には、「S-Q R T R 論理 7 のもと多機能量子荷比流変換装置 Q R T S C O D₁ の外部から固定的または可変的の何れかで設定される量子荷比流増減幅係数 K_{112} (ただし、 $K_1 = 10^n$ n = 整数、固定または可変) に対応して、入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ と出力量子荷比流 $I_{n p_{out1}11}$ との間で $I_{n p_{out1}} = K_1 / I_{n p_{in1}}$ の関係が成り立つので、

$n = 0$ 、即ち量子荷比流増減幅係数 $K_1 = 1$ のとき、出力量荷比流 $I_{n p_{out1}11}$ は入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ を単に逆変換し、更に、 $n \neq 0$ のとき、非周期的かつ変動的な低／高レベルの入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ を非周期的かつ変動的な高／低レベルの出力量子荷比流 $I_{n p_{out1}11}$ に 10^n レベルで補正変換するのを基本とし、」との記載がある。なお、上記記載中の「出力量荷比流」は「出力量子荷比流」の誤記であると認められる。

上記記載によれば、「出力量子荷比流 $I_{n p_{out1}11}$ 」は「入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ 」を単に逆変換したもの、又は、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ 」を 10^n レベルで補正変換したものであるといえる。

しかし、前記ウのとおり、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in1}4}$ 」は、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難と

なることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえるから、「出力量子荷比流 $I_{n p_{out_1} 11}$ 」も、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者的利益が不当に害されるほどに不明確であるということができる。

5

オ 以上によれば、本願発明 1 に係る特許請求の範囲に記載されている「 $N_I(t) e^-$ 」、「 $P_I(t) e^+$ 」、「負優位量子荷比 $N_I(t) e^- / P_I(t) e^+$ 」、「正優位量子荷比 $P_I(t) e^+ / N_I(t) e^-$ 」、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in_1} 4}$ 」及び「出力量子荷比流 $I_{n p_{out_1} 11}$ 」は、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者的利益が不当に害されるほどに不明確であるといえるから、本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載は、全体として、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者的利益が不当に害されるほどに不明確であるということができる。

10

15

(3) 本願発明 2 について

本願発明 2 に係る特許請求の範囲の記載には、「 $S - Q R T R$ 論理 7 のもと多機能量子荷比流変換装置 $Q R T S C O D_i$ の外部から固定的または可変的の何れかで設定される量子荷比流増減幅計数 $K_i 12$ (ただし、 $K_i = 10^n$ $n =$ 整数、固定または可変)」に対応して、外部入力量子荷比流 $I_{n p_{in(o)} i 24}$ 、即ち入力量子荷比流 $I_{n p_{in_i} 4}$ と出力量子荷比流 $I_{n p_{out_i} 11}$ との間で $I_{n p_{out_i}} = K_i / I_{n p_{in_i}}$ の関係が成り立つので、 $n = 0$ 、即ち量子荷比流増減幅係数 $K_i = 1$ のとき、出力量子荷比流 $I_{n p_{out_i} 11}$ は入力量子荷比流 $I_{n p_{in_i} 4}$ を単に逆変換し、

25

更に、 $n \neq 0$ のとき、非周期的かつ変動的な低／高レベルの外部入力量子荷比流 $I_{n p_{in(o)}}_{i 2 4}$ 、即ち入力量子荷比流 $I_{n p_{in}}_{i 4}$ を非周期的かつ変動的な高／低レベルの出力量子荷比流 $I_{n p_{out}}_{i 1 1}$ に量子荷比流増減幅係数 $K_i = 10^n$ レベルで補正変換するのを基本とし、」との記載がある。なお、上記記載中の「出力量荷比流」は「出力量子荷比流」の誤記であると認められる。

また、本願発明 2 に係る特許請求の範囲の記載には、「 $i = 2, 3, \dots$ とする多機能量子荷比流変換装置 $QRTSCOD_i$ は」との記載があり、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in}}_{i 4}$ 」及び「出力量子荷比流 $I_{n p_{out}}_{i 1 1}$ 」の「 i 」も「 $i = 2, 3, \dots$ とする正の整数を意味するものと理解することができる。

そして、前記(2)のとおり、本願発明 1 の特許請求の範囲に記載のある、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in}}_{1 4}$ 」及び「出力量子荷比流 $I_{n p_{out}}_{1 1 1}$ 」は、いずれも、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえると解されるところ、本願発明 2 に係る特許請求の範囲に記載のある「入力量子荷比流 $I_{n p_{in}}_{i 4}$ 」及び「出力量子荷比流 $I_{n p_{out}}_{i 1 1}$ 」は、それぞれ、上記、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in}}_{1 4}$ 」及び「出力量子荷比流 $I_{n p_{out}}_{1 1 1}$ 」の「1」を「 i 」($i = 2, 3, \dots$ とする正の整数)としたものであるから、「入力量子荷比流 $I_{n p_{in}}_{i 4}$ 」及び「出力量子荷比流 $I_{n p_{out}}_{i 1 1}$ 」も、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということができる。

以上のとおり、本願発明 2 に係る特許請求の範囲に記載されている「入力

量子荷比流 I n p_{i n} 4」及び「出力量子荷比流 I n p_{o u t} 1 1」は、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえるから、本願発明 2 に係る特許請求の範囲の記載は、全体として、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということができる。

(4) 本件審決の判断について

本件審決は、本件補正書により補正された本願明細書等及び特許請求の範囲の記載に明らかな誤記があるとし、この明らかな誤記について読み替えをした上で、本願発明 1 に係る特許請求の範囲の記載の明確性について判断している。この読み替えには、「負電荷 e⁻ 2 2」、「正電荷 e⁺ 2 3」、「電荷」を、それぞれ「負量子荷 N I (t) e⁻ 2 2」、「正量子荷 P I (t) e⁺ 2 3」、「量子荷」とする読み替えが含まれている。

しかし、「負電荷 e⁻ 2 2」、「正電荷 e⁺ 2 3」及び「電荷」が、「負量子荷 N I (t) e⁻ 2 2」、「正量子荷 P I (t) e⁺ 2 3」及び「量子荷」の誤記であることについては、これが明らかであるとまではいえないと解する余地がある。

この点、原告は、①「負電荷 e⁻ 2 2」、「正電荷 e⁺ 2 3」は、それぞれ、「負量子荷 (N I) a (t) e⁻ 2 2」、「正量子荷 (P I) a (t) e⁺ 2 3」に読み替えるべきであり、②「電荷」はそのままとすべきであると主張している。

しかし、「負電荷 e⁻ 2 2」、「正電荷 e⁺ 2 3」及び「電荷」について本件審決が行った読み替えをせず、本願発明に係る特許請求の範囲の記載のとお

りに明確性要件違反の有無について検討しても、前記(2)及び(3)と同様に、上記特許請求の範囲の記載が明確でないと認められるから、取消事由1に係る本件審決の判断は相当である。本件審決が前記読替えをした上で判断したことは、審決を取り消すべき違法であるとは解されない。

5 なお、原告の上記①の主張に根拠があるとは解されないが、仮に、本願発明1に係る特許請求の範囲に記載された「負電荷 $e^- 2 2$ 」及び「正電荷 $e^+ 2 3$ 」をそれぞれ「負量子荷 (N I) a (t) $e^- 2 2$ 」、「正量子荷 (P I) a (t) $e^+ 2 3$ 」に読み替えたとしても、本願発明に係る特許請求の範囲の記載が明確性を欠くとの前記(2)及び(3)の判断は左右されないといえる。

10 (5) 原告の主張について

原告は、取消事由1に関し、前記第3の1(3)のとおり、負(正)量子荷、負(正)量子荷比、負(正)優位量子荷比、入(出)力量比荷比流などは技術的常識でないと判断されているが、原告は、明細書及び特許請求の範囲に関する手続補正により、定義を明確化している旨、生体未科学領域を科学的に論ずる際に体内イオン、体内イオン比としてきた用語【非特許文献1】Q i T 1を、新科学技術領域を見据えた上、広義的にイオン=電荷を帯びた量子=量子荷、イオン比=(負(正)電荷を帯びた負(正)量子荷)／(正(負)電荷を帯びた正(負)量子荷)=負(正)量子荷比、負電荷の流れの逆方向=電流と定義してきたことに対比して、負(正)優位な量子荷比の流れ=負(正)量子荷比流と定義してきたことに異論はない筈である旨などを主張する。

しかし、前記(2)アのとおり、本願発明1に関し、「N I (t) e^- (負量子荷)」が^{M a x} $R n (t)_{1+\alpha}$ 又は^{1-α} $R n (t)_{M i n}$ が負電荷 $e^- 2 2$ に作用して生成されるものであり、「P I (t) e^+ (正量子荷)」が^{1-α} $R n (t)_{M i n}$ 又は^{M a x} $R n (t)_{1+\alpha}$ が正電荷 $e^+ 2 3$ に作用して生成されるものであることが本願の出願当時における当業者の技術常識であったと認めるに足りる証拠はないから、「N I (t) e^- (負量子荷)」及び「P I (t) e^+ (正量

子荷)」については、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえる。そして、同様に、本願発明1の「負優位量子荷比 N I (t) e^- / P I (t) e^+」、「正優位量子荷比 P I (t) e^+ / N I (t) e^-」、「入力量子荷比流 I n p_{in} 1 4」及び「出力量子荷比流 I n p_{out} 1 1 1」についても、本願明細書等を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、その技術的範囲に属するか否かの判断が困難となることにより第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるといえる（前記(2)イないしエ）。

本願明細書等の【背景技術】の箇所には、「非特許文献4」とされる文献を挙げ、「非特許文献4」に記載された内容が本願発明の背景技術であるとの趣旨と解される記載がある（【0003】、【0005】～【0007】）。また、原告は、本件訴訟における主張においても、「非特許文献1」ないし「非特許文献4」をその主張の根拠として挙げている。しかし、本願明細書等の【0008】の記載及び甲7によれば、「非特許文献1」ないし「非特許文献4」は、いずれも、原告が著者の文献であると認められ、これらの文献に記載された内容が、本願の出願当時の技術常識であったとは認められず、「非特許文献1」ないし「非特許文献4」の記載内容により、本願発明1及び2に係る特許請求の範囲の記載が明確性要件を充足すると解することもできない。

原告は、本件補正に加え、令和7年2月3日付け上申書による補正（前記第2の1(5)）も加味すれば、本願発明が明確性要件を充足するという趣旨の主張もする。しかし、拒絶理由通知がされた後に明細書、特許請求の範囲及び図面について補正をできるのは、特許法17条の2第1項1号ないし4号の場合に限られており、本願に係る審判事件の審理が終結した後において本願明細書等及び本願発明の特許請求の範囲の記載について補正を

することはできないから、原告の上記主張はその前提を欠く。

その他、原告の主張を考慮しても、前記(2)ないし(4)の判断は左右されない。

取消事由 1 に関する原告の主張は、採用することができない。

(6) 取消事由 1 に関する結論

5 以上によれば、本件審決における明確性要件違反に関する判断に、本件審決を取り消すべき違法があるとは認められず、取消事由 1 には理由がない。

3 取消事由 2 (実施可能要件違反に関する判断の誤り) について

10 (1) 特許法 36 条 4 項 1 号に規定する実施可能要件については、明細書の発明の詳細な説明が、当業者において、その記載及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、特許請求の範囲に記載された発明を

実施できる程度に明確かつ十分に記載されているかを検討すべきである。

(2) 本願発明 1 について

本願発明 1 は、「多機能量子荷比流変換装置」に関する発明である。

15 特許請求の範囲の記載によれば、本願発明 1 の「多機能量子荷比流変換装置 Q R T S C O D₁ は、量子荷比流生成機能部 I n p G₁ および内部電源 25 を有する量子荷比流増減幅機能部 Q A M P₁ から」なるものである。

また、特許請求の範囲の記載によれば、本願発明 1 の「量子荷比流生成機能部 I n p G₁」は、「負量子荷生成部 16 および正量子荷部生成部 19」を備えるものである。

20 そして、特許請求の範囲の記載によれば、「負量子荷生成部 16 を介して乱数発生器 14 の上下限値の範囲内で発生する乱数、即ち^{M a x} R n (t)_{1 + α} または^{1 - α} R n (t)_{M i n} が負電荷 e⁻ 22 に作用し、またそれに対応して正量子荷生成部 19 において乱数発生器 17 の上下限値の範囲内で発生する乱数、即ち^{1 - α} R n (t)_{M i n} または^{M a x} R n (t)_{1 + α} が正電荷 e⁺ 23 に作用した結果、負量子荷生成部 16 において非周期的かつ変動的な (M a x R n (t)_{1 + α}) e⁻ または (1 - α R n (t)_{M i n}) e⁻、即ち略記 N I (t) e⁻

が生成され、またそれぞれに対応して正量子荷生成部 1 9において非周期的かつ変動的な $(^{1-\alpha} R n (t)_{Min}) e^+$ または $(^{Max} R n (t)_{1+\alpha}) e^+$ 、即ち略記 $P I (t) e^+$ 生成される」とされている。

しかし、前記 2(2)アのとおり、「 $N I (t) e^-$ (負量子荷)」が $^{Max} R n (t)_{1+\alpha}$ 又は $^{1-\alpha} R n (t)_{Min}$ が負電荷 e^- 2 2 に作用して生成されるものであり、「 $P I (t) e^+$ (正量子荷)」が $^{1-\alpha} R n (t)_{Min}$ または $^{Max} R n (t)_{1+\alpha}$ が正電荷 e^+ 2 3 に作用して生成されるものであることが本願の出願当時における当業者の技術常識であったとは認められず、本願明細書等の記載内容を考慮しても、本件発明 1 の「 $N I (t) e^-$ 」及び「 $P I (t) e^+$ 」の記載は明確性を欠くものである。
10

そして、本願明細書等の発明の詳細な説明には、負量子荷生成部 1 6 を介して乱数発生器 1 4 の上下限値の範囲内で発生する乱数、即ち $^{Max} R n (t)_{1+\alpha}$ または $^{1-\alpha} R n (t)_{Min}$ が負電荷 e^- 2 2 に作用し、またそれぞれに対応して正量子荷生成部 1 9において乱数発生器 1 7 の上下限値の範囲内で発生する乱数、即ち $^{1-\alpha} R n (t)_{Min}$ 又は $^{Max} R n (t)_{1+\alpha}$ が正電荷 e^+ 2 3 に作用した結果、負量子荷生成部 1 6において非周期的かつ変動的な $(^{Max} R n (t)_{1+\alpha}) e^-$ または $(^{1-\alpha} R n (t)_{Min}) e^-$ 、即ち略記 $N I (t) e^-$ が生成され、またそれぞれに対応して正量子荷生成部 1 9において非周期的かつ変動的な $(^{1-\alpha} R n (t)_{Min}) e^+$ 又は $(^{Max} R n (t)_{1+\alpha}) e^+$ 、即ち略記 $P I (t) e^+$ が生成されるようにすることを実現させるための具体的な構成は記載されていない。
15
20

以上によれば、本願発明 1 の「多機能量子荷比流変換装置」の一部を構成する「量子荷比流生成機能部 $I n p G_1$ 」の「負量子荷生成部 1 6」及び「正量子荷部生成部 1 9」について、当業者において、本願明細書等の発明の詳細な説明及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、これを実施できるとは解されないから、本願発明 1 全体についても、当
25

業者において、本願明細書等の発明の詳細な説明及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、これを実施できるとは認められない。

(3) 本願発明 2について

5 本願発明 2も、「多機能量子荷比流変換装置」に関する発明である。

特許請求の範囲の記載によれば、本願発明 2の「多機能量子荷比流変換装置 Q R T S C O D₁」は、「請求項 1 と同様の内部電源 2 5 を有する量子荷比流増減幅機能部 Q A M P₁ のみから」なるものである。そして、本願発明 2の「多機能量子荷比流変換装置」は、「外部から取り込まれる外部入力量子荷比流 I n p_{i n (o)} i 2 4 、即ち代替としての入力量子荷比流 I n p_{i n i} 4 および出力量子荷比流 I n p_{o u t i} 1 1 を負優位量子荷比にするとときは、請求項 1 の Q R T S C O D₁ から出力する出力量子荷比流 I n p_{o u t 1} 1 1 が負優位量子荷比であることを前提として一次相反信号 f_{1 i} (1, 0) 1 即ち f₁ (1, 0) 1 かつ C_i (0) 2 とし、また正優位量子荷比にするとときは、請求項 1 の Q R T S C O D₁ から出力する出力量子荷比流 I n p_{o u t 1} 1 1 が正優位量子荷比であることを前提として一次相反信号 f_{1 i} (0, 1) 1 即ち f₁ (0, 1) 1 かつ C_i (0) 2 とするのを基本とする」ものである。

しかし、前記(2)のとおり、本願発明 1 の「多機能量子荷比流変換装置 Q R T S C O D₁」について、当業者において、本願明細書等の発明の詳細な説明及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、これを実施できるとはいえないから、本願発明 2の「多機能量子荷比流変換装置」を「外部から取り込まれる外部入力量子荷比流 I n p_{i n (o)} i 2 4 、即ち代替としての入力量子荷比流 I n p_{i n i} 4 および出力量子荷比流 I n p_{o u t i} 1 1 を負優位量子荷比にするとときは、請求項 1 の Q R T S C O D₁ から出力する出力量子荷比流 I n p_{o u t 1} 1 1 が負優位量子荷比であることを前提として一次相反信号 f_{1 i} (1, 0) 1 即ち f₁ (1, 0) 1 かつ C_i (0) 2 と

し、また正優位量子荷比にするときは、請求項1のQRITS COD₁から出力する出力量子荷比流 I_{n p_{out} 1 1} が正優位量子荷比であることを前提として一次相反信号 f_{1 i} (0, 1) 即ち f₁ (0, 1) 1かつC_i (0) 2とするのを基本とする」ように構成することも、当業者において、本願明細書等の発明の詳細な説明及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、これを実施できるとはいえないと解される。

そうすると、本願発明2全体についても、当業者において、本願明細書等の発明の詳細な説明及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、これを実施できるとは認められない。

(4) 本件審決の判断について

前記2(4)のとおり、本件審決は、本件補正書により補正された本願明細書等及び特許請求の範囲に記載について、明らかな誤記があるとして読み替えの上で判断しているところ、このうち、「負電荷 e⁻ 2 2」、「正電荷 e⁺ 2 3」及び「電荷」が、「負量子荷 N I (t) e⁻ 2 2」、「正量子荷 P I (t) e⁺ 2 3」及び「量子荷」の誤記であることについては、これが明らかであるとまではいえないと解する余地がある。

しかし、「負電荷 e⁻ 2 2」、「正電荷 e⁺ 2 3」及び「電荷」について上記読み替えをせず、本願発明に係る特許請求の範囲の記載のとおりに実施可能要件違反の有無について検討しても、前記(2)及び(3)と同様に、本願明細書等の発明の詳細な説明が、当業者において、その記載及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、本願発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されているとはいえないから、取消事由2に係る本件審決の判断は相当である。本件審決が前記読み替えをした上で判断したことは、審決を取り消すべき違法であるとは解されない。

なお、仮に、原告の主張どおり、本願発明1に係る特許請求の範囲に記載された「負電荷 e⁻ 2 2」及び「正電荷 e⁺ 2 3」をそれぞれ「負量子荷 (N

I) $a(t) e^{-22}$ 」、「正量子荷 (P I) $a(t) e^{+23}$ 」に読み替えたとしても、前記(2)及び(3)の本願発明に係る実施可能要件の判断は左右されない。

5 (5) 原告の主張について

原告は、前記第3の1(4)のとおり、本願発明は実施可能要件を充足する旨主張する。

しかし、原告の主張を考慮しても、本願発明1及び本願発明2について、当業者において、本願明細書等の発明の詳細な説明及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなくこれを実施することはできないとの前記(2)及び(3)の判断は左右されない。

10

原告は、本件補正に加え、令和7年2月3日付け上申書による補正（前記第2の1(5)）も加味すれば、本願発明が実施可能要件を充足するという趣旨の主張もする。しかし、前記2(5)のとおり、本願に係る審判事件の審理が終結した後において本願明細書等及び本願発明の特許請求の範囲の記載について補正をすることはできないから、原告の上記主張はその前提を欠く。

15

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(6) 取消事由2に関する結論

以上によれば、本件審決における実施可能要件違反に関する判断に、本件審決を取り消すべき違法があるとは認められず、取消事由2には理由がない。

20

4 その他、原告が縷々主張する内容を検討しても、前記2及び3の判断は左右されない。

5 結論

25

以上のとおりであり、原告が主張する取消事由1及び2はいずれも理由がなく、本件審決について、これを取り消すべき違法はない。したがって、原告の請求は棄却されるべきである。

よって、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

5

裁判長裁判官

中 平 健

10

裁判官

今 井 弘 晃

15

裁判官

水 野 正 則

20

別紙1～7 省略